

議案第25号

佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の改正  
について

佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和5年2月24日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部  
を改正する条例

佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年佐野市条例第237号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（欠格事由）

第2条の2 次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者となることができない。

- （1） 市長、副市長若しくは教育委員会の教育長若しくは委員又は市議会議員が代表者等の役員、顧問その他の職に就いている団体（資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）の2分の1を超える額を、その団体が出資しているもの又はその団体に出資しているものを含む。）。ただし、市が資本金等の2分の1以上を出資している団体及び公共的団体を除く。
- （2） 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手續開始の申立てをしている団体又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手續開始の申立てをしている団体
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う団体（以下「暴力団等」という。）又は代表者その他の役員が同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団等の関係者である団体
- （4） 第13条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない団体

第7条第1項第2号を次のように改める。

(2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく手法その他これに類する手法により整備した公の施設で、その管理を行う団体が決定しているとき。

第9条第2項ただし書中「総合評価一般競争入札の方法により」を「第7条第1項第2号の規定により選定した場合において当該」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる指定管理者の指定について適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定により行われた指定管理者の指定については、なお従前の例による。

#### 理 由

指定管理者の候補者の選定に係る欠格事由を定め、及び公募によらず候補者を選定できる場合を拡充するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第25号参考資料

佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p> <p>(公募によらない候補者の選定)</p> <p>第7条 市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条の規定にかかわらず候補者を選定することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>公の施設の整備及び管理を一体とした事業に係る入札を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札(以下「総合評</u></p>	<p><u>(欠格事由)</u></p> <p>第2条の2 <u>次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者となることができない。</u></p> <p>(1) <u>市長、副市長若しくは教育委員会の教育長若しくは委員又は市議会議員が代表者等の役員、顧問その他の職に就いている団体(資本金、基本金その他これらに準ずるもの(以下「資本金等」という。))の2分の1を超える額を、その団体が出資しているもの又はその団体に</u><u>出資しているものを含む。)</u>。ただし、<u>市が資本金等の2分の1以上を出資している団体及び公共的団体を除く。</u></p> <p>(2) <u>会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき更生手續開始の申立てをしている団体又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき再生手續開始の申立てをしている団体</u></p> <p>(3) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う団体(以下「暴力団等」という。)</u>又は代表者その他の役員が同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団等の関係者である団体</p> <p>(4) <u>第13条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない団体</u></p> <p>(公募によらない候補者の選定)</p> <p>第7条 市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条の規定にかかわらず候補者を選定することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づく手法その他これに類する手法により整備した公の施設で、その管</u></p>

価一般競争入札」という。）により行うとき。

(3)～(6) (略)

2 (略)

(協定の締結)

第9条 (略)

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。ただし、総合評価一般競争入札の方法により公の施設の管理に係る契約を締結しているときは、当該契約に係る事項を除く。

(1)～(7) (略)

理を行う団体が決定しているとき。

(3)～(6) (略)

2 (略)

(協定の締結)

第9条 (略)

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第7条第1項第2号の規定により選定した場合において当該公の施設の管理に係る契約を締結しているときは、当該契約に係る事項を除く。

(1)～(7) (略)